

「文化財保護制度の見直し(案)について」に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

平成19年2月2日(金)から3月10日(土)まで

2 意見の提出者数等

提出者数	件数	意見の提出方法				
		Eメール	ファクシミリ	郵送	意見箱投函	窓口
1人	1件	0	0	0	0	1

3 意見の概要及び意見に対する考え方

No	意見の概要	件数	考え方
1	見直し点は全部賛成です。次のその次の世代へなるべく良い府中を引き継ぐように頑張ってください。	1	貴重な文化財を未来へ継承するよう、市民の皆様のご意見も伺いながら、保存及び活用に努めてまいります。

4 検討結果

市民から頂いたパブリックコメントは、次のとおり文化財保護制度の見直しに反映しました。

これまでの文化財保護制度は、文化財の保存を主な目的としてきましたが、貴重な文化財を未来に継承していくために、市民、所有者等と市が協働して文化財の保存と活用を図ることを目的とし、次のとおり本制度を見直しました。

(1) 文化財の種別の見直し

文化財の種別を次表のとおり見直しました。

見直し後	現行
市指定有形文化財	市重宝
	市郷土資料(金石文等の歴史資料に係るもの)
市指定有形民俗文化財	市郷土資料(有形の民俗資料に係るもの)
市指定無形文化財	市技芸(工芸技術に係るもの)
市指定無形民俗文化財	市技芸(郷土芸能に係るもの)
市指定史跡	市史跡
市指定旧跡	市旧跡
市指定名勝(追加)	
市指定天然記念物	市天然記念物

(2) 新たな制度の導入

文化財保護法の改正等に伴い、次に掲げる事項に係る制度を新たに導入しました。

ア 市登録文化財

保存と活用のための措置を特に必要とする文化財を市登録文化財として登録することができるようにしました。

イ 市選定保存技術

伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち、保存の措置を講ずる必要があるものを市選定保存技術として選定することができるようにしました。

(3) 文化財保護審議会の設置

文化財の調査研究、保存及び活用に関する重要事項をより積極的に調査及び審議をするため、文化財保護審議会を設置します。また、文化財の保存や活用の推進役として、文化財調査員を置くことができるようにしました。

(4) 関係機関等との相互連携の推進

文化財の保存や活用に関し、教育機関、研究機関及び市民文化団体の行う教育、文化活動等との積極的な相互連携を図ります。

5 実施日

平成19年10月1日

6 問合せ先 文化財担当(電話335-4473)